

2 0 2 7 年 国 際 園 芸 博 覧 会

環 境 影 響 評 価 準 備 書

令 和 5 年 10 月

公 益 社 団 法 人 2 0 2 7 年 国 際 園 芸 博 覧 会 協 会

はじめに

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「本博覧会協会」という。）では、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、横浜市をはじめ、国、地方自治体、民間企業、関係団体などと連携し、国際園芸博覧会の開催に向けた取組を進めています。

平成29年度に、有識者により構成される附属機関「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」による検討及び市民意見募集等を経て、横浜市により「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案」が取りまとめられました。

これを基に、令和元年度に国際園芸博覧会開催の承認主体である国際園芸家協会(AIPH)に対し、横浜市が開催申請を行い、国による有識者検討会「国際園芸博覧会検討会」の検討を経て政府の支持を受け、A1クラス（国が関与して開催される国際園芸博覧会）としての開催が承認されました。

その後、令和3年に運営主体として、本博覧会協会が設立され、令和4年には博覧会国際事務局（BIE）から国際博覧会としての認定を受けています。

開催会場となる旧上瀬谷通信施設は、大都市近郊でありながら豊かな自然が残り、地域で農の営みや人々の交流が脈々と受け継がれた地です。

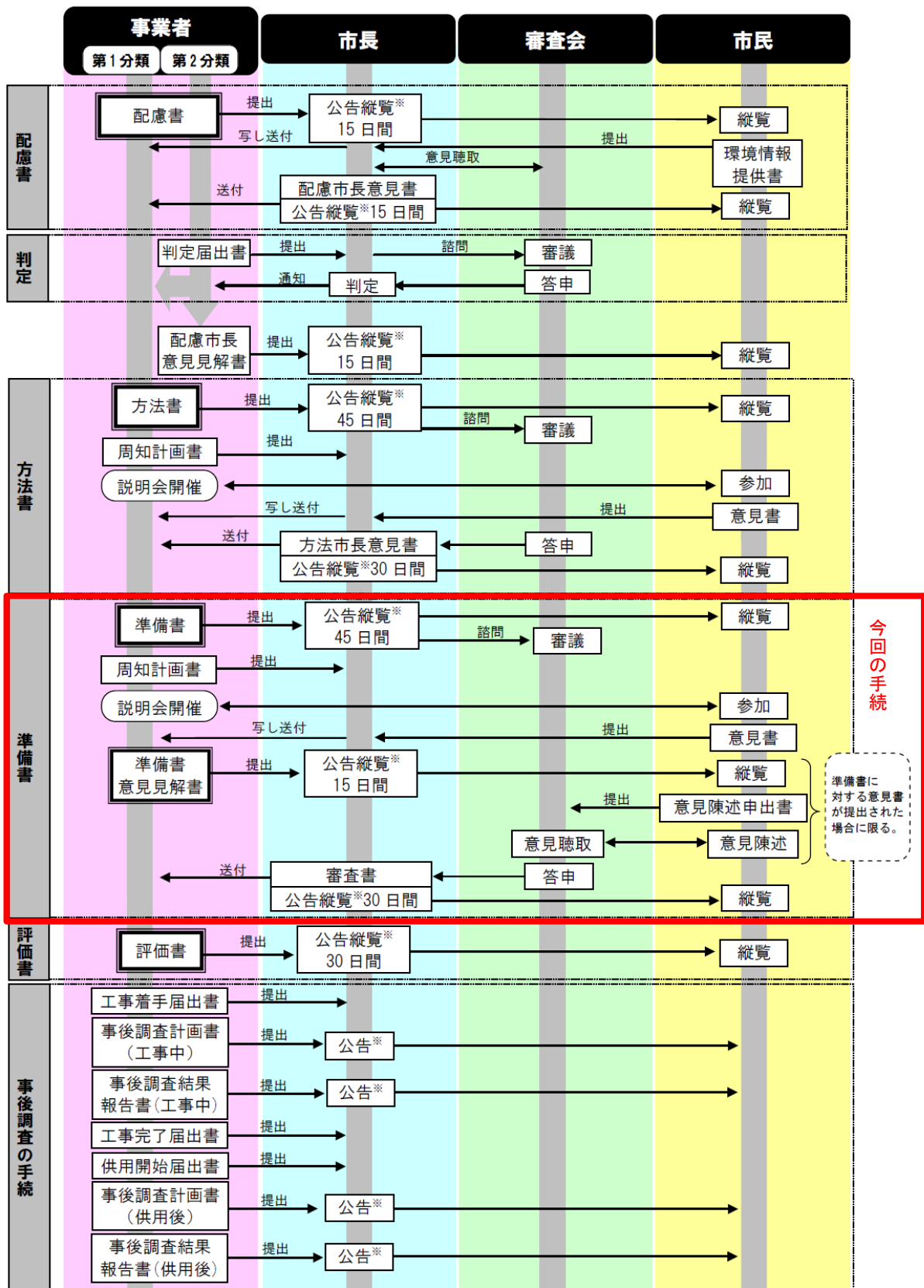
また、この地区は、望ましい未来に向けて高いポテンシャルを秘めた貴重な財産であり、緑と融合した都市のモデルを国内外に発信するとともに、基地跡地の平和的利用を象徴する意味でも、国際園芸博覧会を開催する上でふさわしい場所です。

開催に当たっては、AIPH規則に定められた国際園芸博覧会の取組と役割を果たし、平成2年に大阪で開催された「国際花と緑の博覧会」をはじめとした過去の国際園芸博覧会のレガシーを継承し、園芸文化の振興、自然と人間との共生の理念等の発展を目指します。

2027年国際園芸博覧会の事業は、「横浜市環境影響評価条例」の第1分類事業（開発行為に係る事業）に該当することから、同条例に基づき環境影響評価準備書を作成し、「2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書」として、ここに取りまとめました。

今後、事業計画の策定や事業の実施にあたっては、先般取りまとめた計画段階配慮事項、送付を受けた方法市長意見書及び対象事業実施区域等の変更に伴い提出した事業内容等修正届出書に対する答申の付帯意見を踏まえ環境に配慮した計画としつつ、事業を進めてまいります。

横浜市環境影響評価条例の手の続の流れと準備書の段階



※併せて、インターネット等での公表も行います。

(平成 25 年 7 月 1 日施行)

資料：「横浜市環境影響評価条例の手の続の流れ【手の続フロー図】」

(横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)

「横浜市環境配慮指針 資料編」(横浜市 令和 3 年 4 月改訂)

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧

	項目	日付	備考
計画段階配慮書手続	計画段階配慮書の提出	令和3年3月18日	
	計画段階配慮書の公告	令和3年4月5日	
	計画段階配慮書の縦覧	令和3年4月5日 ～令和3年4月19日	縦覧期間：15日間
	環境情報を記載した書面の受付	令和3年4月5日 ～令和3年4月19日	環境情報：1通
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和3年4月8日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和3年5月18日	会場：横浜市庁舎
	配慮市長意見書の作成	令和3年5月20日	
	配慮市長意見書の公告	令和3年6月4日	
	配慮市長意見書の縦覧	令和3年6月4日 ～令和3年6月18日	縦覧期間：15日間
	事業承継届出書の提出	令和4年2月15日	
事業承継届出書の公告	令和4年3月4日		
環境影響評価方法書手続	方法書の提出	令和4年4月21日	
	方法書周知計画書の提出	令和4年4月22日	
	方法書の公告	令和4年5月13日	
	方法書の縦覧	令和4年5月13日 ～令和4年6月27日	縦覧期間：46日間
	方法書に対する意見書の受付	令和4年5月13日 ～令和4年6月27日	意見書：21通
	方法書説明会の開催を周知	令和4年5月13日 ～令和4年5月22日	
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和4年5月31日	会場：横浜市庁舎
	方法書説明会（1回目）	令和4年6月4日	会場：旭公会堂
	方法書説明会（2回目）	令和4年6月5日	会場： 瀬谷区民文化センター
	方法書説明会（3回目）	令和4年6月9日	会場： 瀬谷区民文化センター
	方法書説明会（4回目）	令和4年6月10日	会場：旭公会堂
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和4年7月11日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和4年7月28日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和4年9月1日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和4年9月29日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和4年10月14日	会場：横浜市庁舎
	方法市長意見書の送付	令和4年10月31日	
方法市長意見書の公告	令和4年11月15日		
方法市長意見書の縦覧	令和4年11月15日 ～令和4年12月14日	縦覧期間：30日間	
事業内容等修正届出書手続	事業内容等修正届出書の提出	令和5年3月7日	
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和5年3月16日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和5年4月27日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和5年6月12日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和5年6月22日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和5年7月10日	会場：横浜市庁舎
	事業内容等修正届出書に係る環境影響評価の通知	令和5年7月18日	

<目次>

第1章 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項.....	1-1
第2章 対象事業の計画内容	2-1
2.1 対象事業の概要.....	2-1
2.2 対象事業の目的及び基本認識.....	2-4
2.2.1 対象事業の目的	2-4
2.2.2 本博覧会の具体化に当たっての基本認識.....	2-5
2.3 対象事業の内容.....	2-6
2.3.1 対象事業の方針	2-6
2.3.2 対象事業の計画	2-12
2.3.3 輸送計画	2-29
2.3.4 会場運営計画	2-36
2.3.5 植栽地管理計画	2-39
2.3.6 レガシー計画	2-40
2.3.7 今後のスケジュール	2-41
2.4 施工計画.....	2-42
2.4.1 工事概要等	2-42
2.4.2 工事工程	2-43
2.4.3 工事用車両の走行ルート	2-45
2.4.4 工事時間帯	2-45
2.4.5 工事中の配慮事項	2-45
2.5 地球温暖化対策.....	2-47
2.6 生物多様性の保全.....	2-48
2.7 緑の保全と創造.....	2-49
2.8 本博覧会の経緯.....	2-50
第3章 地域の概況及び地域特性	3-1
3.1 調査対象地域等の設定	3-1
3.2 自然的状況	3-2
3.2.1 大気環境の状況	3-2
3.2.2 水環境の状況	3-16
3.2.3 土壌及び地盤の状況	3-25
3.2.4 地形及び地質の状況	3-34

3.2.5	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-57
3.2.6	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	3-97
3.3	社会的状況	3-105
3.3.1	人口及び産業の状況	3-105
3.3.2	土地利用の状況	3-108
3.3.3	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-121
3.3.4	交通の状況	3-124
3.3.5	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の 配置の状況及び住宅の配置の概況	3-130
3.3.6	下水道の整備状況	3-145
3.3.7	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象 及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	3-146
3.3.8	文化財等の状況	3-149
3.3.9	その他の事項	3-158
3.4	調査対象地域における地域特性の概要	3-166
第4章	配慮指針に基づいて行った配慮の内容	4-1
4.1	環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容	4-1
4.2	環境情報の概要	4-5
4.2.1	配慮書の縦覧等	4-5
4.2.2	環境情報の概要	4-6
4.3	配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解	4-7
第5章	環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定	5-1
5.1	環境影響要因の抽出	5-1
5.2	環境影響評価項目の選定	5-1
第6章	環境影響の予測及び評価	6-1
6.1	温室効果ガス	6.1-1
6.1.1	調査	6.1-5
6.1.2	環境保全目標の設定	6.1-16
6.1.3	予測	6.1-17
6.1.4	環境の保全のための措置	6.1-38
6.1.5	評価	6.1-44

6.2 生物多様性（動物）	6.2-1
6.2.1 調査	6.2-7
6.2.2 環境保全目標の設定	6.2-113
6.2.3 予測	6.2-114
6.2.4 環境の保全のための措置	6.2-126
6.2.5 評価	6.2-129
6.3 生物多様性（植物）	6.3-1
6.3.1 調査	6.3-5
6.3.2 環境保全目標の設定	6.3-36
6.3.3 予測	6.3-37
6.3.4 環境の保全のための措置	6.3-42
6.3.5 評価	6.3-44
6.4 生物多様性（生態系）	6.4-1
6.4.1 調査	6.4-7
6.4.2 環境保全目標の設定	6.4-19
6.4.3 予測	6.4-20
6.4.4 環境の保全のための措置	6.4-29
6.4.5 評価	6.4-32
6.5 水循環（湧水の流量、河川の流量）	6.5-1
6.5.1 調査	6.5-5
6.5.2 環境保全目標の設定	6.5-15
6.5.3 予測	6.5-16
6.5.4 環境の保全のための措置	6.5-25
6.5.5 評価	6.5-27
6.6 廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）	6.6-1
6.6.1 調査	6.6-4
6.6.2 環境保全目標の設定	6.6-12
6.6.3 予測	6.6-13
6.6.4 環境の保全のための措置	6.6-26
6.6.5 評価	6.6-29
6.7 大気質	6.7-1
6.7.1 調査	6.7-6
6.7.2 環境保全目標の設定	6.7-27
6.7.3 予測	6.7-28
6.7.4 環境の保全のための措置	6.7-78

6.7.5 評価	6.7-80
6.8 騒音	6.8-1
6.8.1 調査	6.8-5
6.8.2 環境保全目標の設定	6.8-15
6.8.3 予測	6.8-16
6.8.4 環境の保全のための措置	6.8-54
6.8.5 評価	6.8-56
6.9 振動	6.9-1
6.9.1 調査	6.9-4
6.9.2 環境保全目標の設定	6.9-14
6.9.3 予測	6.9-15
6.9.4 環境の保全のための措置	6.9-43
6.9.5 評価	6.9-44
6.10 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）	6.10-1
6.10.1 調査	6.10-7
6.10.2 環境保全目標の設定	6.10-39
6.10.3 予測	6.10-40
6.10.4 環境の保全のための措置	6.10-67
6.10.5 評価	6.10-74
6.11 景観	6.11-1
6.11.1 調査	6.11-4
6.11.2 環境保全目標の設定	6.11-27
6.11.3 予測	6.11-28
6.11.4 環境の保全のための措置	6.11-66
6.11.5 評価	6.11-67
6.12 触れ合い活動の場	6.12-1
6.12.1 調査	6.12-3
6.12.2 環境保全目標の設定	6.12-11
6.12.3 予測	6.12-12
6.12.4 環境の保全のための措置	6.12-15
6.12.5 評価	6.12-16

第7章 環境影響の総合的な評価	7-1
-----------------	-----

第8章 事後調査の実施に関する事項	8-1
8.1 事後調査の考え方	8-1
8.2 事後調査項目の選定	8-1
8.3 事後調査の内容	8-5
第9章 対象地域	9-1
第10章 方法書に対する意見、見解等	10-1
10.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解	10-1
10.2 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解	10-14
10.3 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解	10-20
10.4 事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解	10-23
資料編（別冊）	
第1章 調査・予測・評価関連	
1.1 温室効果ガス	資 1.1-1
1.2 生物多様性（動物）	資 1.2-1
1.3 生物多様性（植物）	資 1.3-1
1.4 水循環（湧水の流量、河川の流量）	資 1.4-1
1.5 廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）	資 1.5-1
1.6 大気質	資 1.6-1
1.7 騒音、振動	資 1.7-1
1.8 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）	資 1.8-1
1.9 景観	資 1.9-1

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図25000又は電子地形図（タイル）を加工して作成したものである。

